

「香芝市小規模保育事業実施事業者募集要領」質問回答書

質問年月日		令和 8 年 8 月 6 日	回答年月日	令和 8 年 8 月 2 7 日
NO.	質問		回答	
1	応募資格にある【通算3年以上の運営経験】について、フランチャイズ方式で開園する場合、フランチャイズ本部の運営実績を応募資格として認めていただくことは可能でしょうか。		応募資格の「通算 3 年以上のこれらの運営の経験」については、保育所等の運営の経験あった方が、安定して事業を実施していただけるであろうということから記載しているものになります。そのため、フランチャイズ方式で開設される場合であって、フランチャイズ本部の事業者が通算 3 年以上の運営の経験があるのであれば問題ないと考えられるため、応募資格があるものとみなします。	
2	提出書類一覧に「事業者の決算書類一式」とありますが、応募法人は新規設立法人のため、提出可能な決算書類がございません。このような場合、同一代表者が経営する関連法人の決算書類一式を、応募法人の財務状況を補足する参考資料として提出しても差し支えないでしょうか。 または、別途提出すべき資料がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。		同一代表者が経営する関連法人の決算書類一式を、応募法人の財務状況を補足する参考資料として提出していただいて差し支えありません。	